



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年7月18日金曜日 第2589号

◇ 目 次 ◇

指定自立支援医療機関の指定（2件）.....	（障害福祉課）	607
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	（経営支援課）	608
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	（ " ）	608
解除予定保安林にする旨の通知.....	（森林整備課）	609
保安林の指定の解除.....	（ " ）	609
義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧.....	（水産課）	609
指定居宅サービス事業者の指定.....	（東予地方局地域福祉課）	610
指定居宅介護支援事業者の指定.....	（ " ）	610
指定介護予防サービス事業者の指定.....	（ " ）	610
指定居宅サービス事業の廃止.....	（ " ）	610
指定居宅介護支援事業の廃止.....	（ " ）	611
指定介護予防サービス事業の廃止.....	（ " ）	611
指定介護療養型医療施設の指定の辞退.....	（ " ）	611
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	（ " ）	611
指定障害児通所支援事業者の指定.....	（中予地方局地域福祉課）	611
指定居宅サービス事業の廃止.....	（ " ）	612
指定介護予防サービス事業の廃止.....	（ " ）	612
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	（ " ）	612
土地改良区役員就退任の届出.....	（中予地方局農村整備第一課）	612
開発行為に関する工事の完了（2件）.....	（中予地方局建築指導課）	613
指定居宅サービス事業者の指定.....	（南予地方局地域福祉課）	613
指定居宅介護支援事業者の指定.....	（ " ）	614
指定介護予防サービス事業者の指定.....	（ " ）	614
指定居宅介護支援事業の廃止.....	（ " ）	614
道路の区域変更（県道宇和島城辺線）.....	（南予地方局愛南土木事務所）	614
道路の供用開始（ " ）.....	（ " ）	615

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告（7件）.....	（男女参画・県民協働課）	615
-----------------------------------	--------------	-----

告 示

○愛媛県告示第846号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成26年7月18日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
うさぎ薬局	今治市末広町3丁目3-4	有限会社城西調剤薬局	薬局（育成医療・更生医療）	平成26年7月1日

○愛媛県告示第847号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成26年7月18日

愛媛県知事 中村時広

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社すてっぴ	今治市立花町二丁目 9 番27号	訪問看護リハビリステーション すてっぴ	今治市立花町三丁目 2 番35号	訪問看護ステーション(育成医療・更生医療)	平成26年 7月 2日

○愛媛県告示第848号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年 7月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
フジグラン西条B・C敷地
西条市新田字新田205番地 1
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社フジ
松山市宮西一丁目 2 番 1 号
代表取締役 尾崎 英雄
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社レデイ薬局
松山市南江戸四丁目 3 番37号
代表取締役 三橋 信也
メガネの田中チェーン株式会社
広島県広島市中区袋町 1 - 23 - 102
代表取締役 田中 登志子
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年 3月 9日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,551平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
54台
イ 駐輪場の収容台数

- 82台
- ウ 荷さばき施設の面積
42.7平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量
7.5立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8時45分から午後10時15分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
7箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6時から午後10時まで
- 2 届出年月日
平成26年 7月 8日
- 3 意見書の提出
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。
なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。
- (1) 意見書に記載すべき事項
ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 当該大規模小売店舗の名称
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第849号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年 7月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
フジグラン西条	西条市新田字北新田235番地	駐車場の位置及び収容台数	777台	497台	平成27年 3月 9日	平成26年 7月 8日

	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前 9 時	午前 7 時	平成26年 9月 9日
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前 8 時45分から午後10時15分まで	午前 6 時45分から午後10時15分まで	
	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	7 箇所	5 箇所	
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前 6 時から午後 8 時まで	24時間	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第850号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年 7月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所
西予市城川町野井川1146の 4
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

平成26年 7月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所
松山市立岩米之野乙621の10
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (3) 解除の理由
電気通信設備用地とするため
- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所
松山市立岩米之野乙621の10
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 解除の理由
電気通信設備用地とするため

○愛媛県告示第851号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

○愛媛県告示第852号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第 5 条第 3 項の規定により、 1 のとおり公示し、及び 2 のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成26年 7月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出事項

(南予地方局管内)

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
八幡浜市北浜一丁目 6 - 31 辻 憲	八幡浜市合田682 福島高之	八幡浜市大島 3 - 130 松本豊寿	八 幡 浜	八幡浜漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成26年 7月18日から 8月 1日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

南予地方局管内の加入区	南予地方局産業経済部 八幡浜支局水産課
-------------	------------------------

○愛媛県告示第853号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成26年 7月18日

愛媛県東予地方局長 渡瀬賢治

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社仁愛	サン訪問介護新居浜事業所	愛媛県新居浜市久保田町三丁目3番28号	平成26年5月1日	訪問介護
株式会社仁愛	ケアプラザ「サン愛」坂井事業所	愛媛県新居浜市坂井町一丁目8番20号	平成26年5月1日	通所介護
株式会社リビング・サポート研究所	ヘルパーステーション媛達磨	愛媛県西条市三津屋東49番地	平成26年5月1日	訪問介護

○愛媛県告示第854号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成26年 7月18日

愛媛県東予地方局長 渡瀬賢治

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社仁愛	サン居宅介護新居浜事業所	愛媛県新居浜市久保田町三丁目3番28号	平成26年5月1日	居宅介護支援
合同会社うぐいす	居宅介護支援事業所うぐいす	愛媛県西条市下島山甲2670番地2	平成26年5月12日	居宅介護支援

○愛媛県告示第855号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成26年 7月18日

愛媛県東予地方局長 渡瀬賢治

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社仁愛	サン訪問介護新居浜事業所	愛媛県新居浜市久保田町三丁目3番28号	平成26年5月1日	介護予防訪問介護
株式会社仁愛	ケアプラザ「サン愛」坂井事業所	愛媛県新居浜市坂井町一丁目8番20号	平成26年5月1日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第856号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成26年 7月18日

愛媛県東予地方局長 渡瀬賢治

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社大福	株式会社大福	愛媛県新居浜市萩生688番地の1 1階東号室	平成26年5月31日	訪問介護

○愛媛県告示第857号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成26年 7月18日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

指定居宅介護支援事業者の名称	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		廃止年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
アースサポート株式会社	アースサポート新居浜	愛媛県新居浜市西原町二丁目2番2012号	平成26年 5月31日	居宅介護支援
社会福祉法人くりのみ会	居宅介護支援事業所くりのみ土居	愛媛県四国中央市土居町津根3008番地1	平成26年 5月31日	居宅介護支援

○愛媛県告示第858号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成26年 7月18日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		廃止年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
株式会社大福	株式会社大福	愛媛県新居浜市秋生688番地の1 1階東号室	平成26年 5月31日	介護予防訪問介護

○愛媛県告示第859号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定を辞退する旨の届出があった。

平成26年 7月18日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

指定介護療養型医療施設の開設者の名称又は氏名	指 定 介 護 療 養 型 医 療 施 設		辞退年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
医療法人朝陽会	美須賀病院	愛媛県今治市黄金町3丁目4番地8	平成26年 5月31日	介護療養型医療施設

○愛媛県告示第860号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成26年 7月18日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810200612	特定非営利活動法人あしたは	今治市阿方甲228番地1	堺 哲 郎	就労継続支援B型	就労支援事業所つむぎ	今治市阿方甲228番地1	平成26年 6月1日

○愛媛県告示第861号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成26年 7月18日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850100458	有限会社ウィルビィ	松山市東方町甲2305番地1	五 島 秀 一	放課後等デイサービス	ウィルビィポルト	松山市東方町甲2305番地1	平成26年 6月16日

○愛媛県告示第862号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成26年 7月18日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
株式会社コンフォルト	ヘルパーステーションコンフォール	愛媛県東温市志津川甲773番地	平成26年 6月30日	訪問介護
株式会社コンフォルト	デイサービスコンフォール	愛媛県東温市志津川甲773番地	平成26年 6月30日	通所介護

○愛媛県告示第863号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成26年 7月18日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
株式会社コンフォルト	ヘルパーステーションコンフォール	愛媛県東温市志津川甲773番地	平成26年 6月30日	介護予防訪問介護
株式会社コンフォルト	デイサービスコンフォール	愛媛県東温市志津川甲773番地	平成26年 6月30日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第864号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成26年 7月18日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3811000177	合同会社福	伊予市米湊1556番地 6	河 野 浩 美	居宅介護	ヘルパーステーション福	伊予市米湊1556番地 6	平成26年 6月23日
3811000177	合同会社福	伊予市米湊1556番地 6	河 野 浩 美	重度訪問介護	ヘルパーステーション福	伊予市米湊1556番地 6	平成26年 6月23日

○愛媛県告示第865号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松前町北伊予土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 7月18日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 部 伸	伊予郡松前町大字徳丸636番地
"	渡 部 正 照	伊予郡松前町大字徳丸655番地 1
"	渡 部 寛	伊予郡松前町大字徳丸643番地 1
"	本 多 正 仁	伊予郡松前町大字中川原584番地 1
"	加 藤 監 一	伊予郡松前町大字中川原270番地 1
"	中 村 清 則	伊予郡松前町大字中川原646番地
"	西 村 廣 武	伊予郡松前町大字出作237番地 3

"	大西 珍夫	伊予郡松前町大字出作394番地 2
"	池内 初好	伊予郡松前町大字神崎149番地 1
"	高石 健一	伊予郡松前町大字神崎407番地 3
"	水口 省三	伊予郡松前町大字神崎861番地
"	佐伯 和雄	伊予郡松前町大字鶴吉343番地
"	日野 雅男	伊予郡松前町大字鶴吉805番地
"	町田 始	伊予郡松前町大字横田460番地 1
"	栗原 傳	伊予郡松前町大字大溝209番地 2
"	古谷 修蔵	伊予郡松前町大字永田101番地 2
"	三好 国榮	伊予郡松前町大字東古泉64番地 1
監事	弓立 俊正	伊予郡松前町大字徳丸648番地
"	弓達 利雄	伊予郡松前町大字出作334番地
"	三好 充	伊予郡松前町大字東古泉401番地 2

"	門屋 勇	伊予郡松前町大字徳丸1167番地 2
"	本多 正仁	伊予郡松前町大字中川原584番地 1
"	加藤 監一	伊予郡松前町大字中川原270番地 1
"	松浦 孝良	伊予郡松前町大字中川原1068番地
"	西村 廣武	伊予郡松前町大字出作237番地 3
"	大西 珍夫	伊予郡松前町大字出作394番地 2
"	池内 初好	伊予郡松前町大字神崎149番地 1
"	水口 誓雄	伊予郡松前町大字神崎893番地
"	池内 求	伊予郡松前町大字神崎369番地 1
"	久津那 浩明	伊予郡松前町大字鶴吉302番地
"	橋本 密雄	伊予郡松前町大字鶴吉1163番地
"	日野 榮蔵	伊予郡松前町大字横田354番地
"	高市 賢一	伊予郡松前町大字大溝589番地 1
"	古谷 修蔵	伊予郡松前町大字永田101番地 2
"	松田 清太郎	伊予郡松前町大字東古泉349番地
監事	中村 清則	伊予郡松前町大字中川原646番地
"	金子 譽	伊予郡松前町大字鶴吉47番地 5
"	小笠原 盈喜	伊予郡松前町大字永田102番地 1

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	渡部 伸	伊予郡松前町大字徳丸636番地
"	弓立 達夫	伊予郡松前町大字徳丸1268番地

○愛媛県告示第866号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成26年 7月18日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
26中局建（開）第13号 平成26年 7月 9日	伊予市下吾川字南西原1584番 6、1585番 1、1586番 1	松山市古川北四丁目 8 番27号 株式会社共栄建設 代表取締役 山本 澄雄

○愛媛県告示第867号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成26年 7月18日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
26中局建（開）第14号 平成26年 7月 9日	伊予市尾崎字手路573番 3	伊予市尾崎275番地 岡田 泰幸

○愛媛県告示第868号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成26年 7月18日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人西予総合福祉会	リハビリ専門デイサービス歩みま店	愛媛県宇和島市三間町務田777番地 1	平成26年 6月 1日	通所介護
株式会社ケアサポートそよかぜ	レッツ倶楽部愛南	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2575番地 4	平成26年 6月 1日	通所介護
医療法人緑風会	デイサービスセンターサファイア	愛媛県大洲市新谷甲43番地	平成26年 6月 1日	通所介護

医療法人緑風会	訪問介護ステーションサファイア	愛媛県大洲市新谷甲43番地	平成26年 6月 1日	訪問介護
株式会社夢・たまご	デイサービスセンター夢の里	愛媛県大洲市阿蔵字フカ井甲758番地10	平成26年 6月13日	通所介護

○愛媛県告示第869号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成26年 7月18日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定居宅介護支援事業者の名称	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
NPO法人くらしのお手伝い・ほっとホット	居宅介護支援事業所ゆず	愛媛県北宇和郡鬼北町大字上川606番地2	平成26年 6月 1日	居宅介護支援
医療法人緑風会	居宅介護支援事業所サファイア	愛媛県大洲市新谷甲43番地	平成26年 6月 1日	居宅介護支援

○愛媛県告示第870号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成26年 7月18日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
社会福祉法人西予総合福祉会	リハビリ専門デイサービス歩みま店	愛媛県宇和島市三間町務田777番地1	平成26年 6月 1日	介護予防通所介護
株式会社ケアサポートそよかぜ	レッツ倶楽部愛南	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2575番地4	平成26年 6月 1日	介護予防通所介護
医療法人緑風会	デイサービスセンターサファイア	愛媛県大洲市新谷甲43番地	平成26年 6月 1日	介護予防通所介護
医療法人緑風会	訪問介護ステーションサファイア	愛媛県大洲市新谷甲43番地	平成26年 6月 1日	介護予防訪問介護
株式会社夢・たまご	デイサービスセンター夢の里	愛媛県大洲市阿蔵字フカ井甲758番地10	平成26年 6月13日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第871号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成26年 7月18日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定居宅介護支援事業者の名称	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		廃 止 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
社会福祉法人ことぶき会	居宅介護支援事業青葉荘	愛媛県八幡浜市向灘229番地14	平成26年 6月30日	居宅介護支援

○愛媛県告示第872号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 7月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町僧都850番2から 同町僧都851番2まで	旧	メートル 4.6~12.0	キロメートル 0.053	
			新	10.0~42.0	0.046	

○愛媛県告示第873号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 7月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町僧都850番2から 同町僧都851番2まで	平成26年 7月18日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 7月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年 6月3日	NPO法人 どんまい	栗 栖 公 明	松山市本町6丁目11番8	この法人は、主に松山市内の精神障害者の社会参加促進を目指し、生活を取り戻すための活動の場、相談・サポートをできる場等を充実させていくとともに、地域住民等に対して精神障害者への理解を啓発することにより、精神障害者の福祉を向上、発展させることを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 7月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年 6月24日	特定非営利活動法人 えひめ311	渡 部 寛 志	松山市東一万町2	この法人は、大規模災害により被災及び避難した者に対して、『一人一人の心に寄り添い共に課題を解決していく』という理念のもと、必要とされるあらゆる分野の情報提供と相談業務に関する支援事業を行うと共に、「命と尊厳」を守り一日でも早く一人でも多くの方が前を向いて歩き出せるような仕組みづくりを目的とする。またすべての市民に対して、東日本大震災のような悲劇を二度と繰り返させぬように、講演会やワークショップ、展覧会等を開催する事業を行い、震災を「風化させない」取り組みを進め、被災社会の実現に貢献することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 7月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年 6月27日	特定非営利活動法人 愛媛県不動産コンサルティング協会	竹内 学	松山市小坂四丁目20番29号	この法人は、不動産コンサルティング技能登録者として専門的な知識と技能を活用し、社会の人々に対して、不動産に関する知識の普及・向上、調査・研究、講習・研修等の活動を行い、もって環境に優しいまちづくりを通して、社会的弱者の支援並びに社会全体の利益の増進と、しあわせづくりに寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 7月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年 6月30日	特定非営利活動法人 N P O 今治センター	阿曾沼 温 良	今治市北日吉町2丁目4番21号	この法人は、愛媛県内の住民及び、ボランティア活動・地域の活性化活動・市民活動に取り組む団体・個人及びハンディキャップを持った方々に対して、保健・福祉・介護サービス・地域の活性化・文化・芸術・スポーツ・環境の保全・防災・災害支援・交通安全・人権・国際交流・男女共同参画社会の促進・子どもの健全育成に関する事業及び特定非営利活動を行う他の団体の運営又は活動に関する連絡、協力に関する事業を行い、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 7月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年 6月30日	特定非営利活動法人 トータルサポート21	能 田 幸 生	松山市古三津3丁目23番14号	本法人は、豊富な職業経験と種々の能力を有する者どうしが相互に協力して、地域の活動団体、住民に対し、福祉の増進、まちづくりの推進、情報化社会の発展、経済活動の活性化、職業能力と雇用機会の拡充等で、行政、企業等の埋めきれないサービスを側面からサポートし、併せて独自の総合的な支援サービスを提供し、もって地域社会、経済の発展に貢献し、広く公益に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 7月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年 7月4日	特定非営利活動法人 リラクスケアサポート	宗 雪 義 正	松山市南町2丁目7番15号	この法人は、認定介護者または高齢者に対して、介護に関する事業を行い、高齢者の食生活の背景を理解し、高齢者に食事への関心を持って頂くアプローチを進めると共に、介護サービスを通じて、それらを実践していき、地域及び介護家庭に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 7月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年 7月 4日	特定非営利活動法人 ライフサポート友佐	鴨 崎 恭 夫	松山市朝生田町 6 丁目 2 番27号	この法人は、高齢者支援施設を拠点とし、少子高齢化社会及び核家族化社会における様々な課題の解決に向けて現状の調査研究を行うとともに、各種ボランティア組織との交流ネットワーク拡充、地域通貨の活用による、女性の子育て支援等互助の精神に基づく活力あふれる地域づくりの推進、地域の文化活動等を通じた高齢者の介護予防と自立そして多様な生きがいづくりの支援、さらに各種介護保険事業を行うことにより、多様で活発な地域交流形態を創造し、地域の高齢者と市民が安心して充実した生活を営むことが可能な地域社会の発展に寄与することを目的とする。